

# 菅首相の“任命拒否”は 学問の自由・表現の自由・ 学会の自治への破壊！！

「科学者の国会」とも言われている日本学会の会員の任命に関し菅内閣は6名の学者の任命を拒否しました(2020年9月)。学会が推薦した会員210人の半分である改選者105名のうち99名しか任命名簿に上がってこなかったのです。日本学会法違反の行為です(7条:推薦に基づいて内閣総理大臣が任命)。

6名の方はそれぞれの学術的研究成果を上げておりますが安保法制に反対、共謀罪に反対、特定秘密保護法に反対したり、辺野古の米軍基地建設への防衛省のとった法的手段を批判したりしている人です。



誰でも「政府に批判的行動をとると任命されないことになる」と思ってしまいます。

拒否した理由を問われても菅首相も加藤官房長官も「個別の人事に関してはコメントを控えたい」と一切説明しません。ただ「法に基づき適切に対応」「学問の自由とはまったく関係ない」「総合的・俯瞰的活動を確保する観点から判断した」と言うだけです。

1949年に発足した日本学会は「日本学会法」という法律に基づき設立されています。科学者が戦争に動員された反省から内閣総理大臣の所轄で経費は国庫負担であっても政府から独立して職務を行う特別の機関として規定されました。

だから、1983年の法改正で推薦制度が導入されたとき内閣総理大臣の任命の持つ意味が議論されましたが、中曽根首相は国会の答弁で「政府が行うのは形式的任命に過ぎない。学問の自由、独立はあくまで保障される」と。総理府総務長官は参議院文教委員会で「学会の方から推薦をいただいた者は拒否しない。そのとりに形だけの任命をしていく」と答弁しているのです。

この国会で当時の首相が答弁した“法律の解釈”がいつの間にか勝手に変えられてしまっているがゆえに、菅首相は「法律に基づいて任命を行っている」と語りながらも「任命する責任は首相にある」「推薦された方をそのまま任命してきた前例を踏襲してよいのか考えてきた」「学会は政府の機関であり、年間約10億円の予算を使って活動している。任命される会員は公務員の立場になる」と言ってはばからないのでしよう。

それでも加藤官房長官や内閣法制局は「解釈変更ではない」と言い続けています。2018年内閣府が内閣法制局に日本学会法の解釈の照会で「必ず任命する義務はないことを確認」しているのです。

1983年の政府の答弁「学会の方から推薦をいただいた者は拒否しない。形だけの任命をしていく」と、2018年の「必ず任命する義務はない」「推薦者に対してそのとりに任命しなければならない義務的なものまで課されていない」の解釈がまったく同じものではないことは国語を勉強した小学生でも分かること。

集団的自衛権は認められないとした1972年の政府見解のなかに“認められる”こ

とが書いてあるという“ウソ”を根拠に解釈変更ではないとして集团的自衛権を認める  
安政法制を強行採決したときとまったく同じ理屈です。

文章・言葉への論理的誠実さがありません。「ことば」が死んだら「民主主義」は成り  
立ちません。

更に今回の任命拒否と同時に自民党から「日本学術会議」そのものを検討し直す  
と言う議論が出されています。

2017年日本学術会議が、政府防衛省がデュアルユ  
ースの名のもとにすすめる大学での軍事研究(安全保障技術研究推進制度・予算約108億円)への批判的  
声明を出したころから「世界はデュアルユースで最先  
端の技術はいつでも軍事転用できる。学術会議・「ア  
カデミアがこれはやっちゃいけない、これはいいとい  
うのは非常に問題」(甘利氏)と批判しています。



研究者の国会とも言われている日本学術会議の人事権を握ることで会議そのもの  
の活動をコントロールしていこうとする菅内閣の安倍政治の継承がより強力な形で出  
されています。

官僚の人事権を握って「安倍への忖度」、日銀総裁の首を変えて異次元の金融緩  
和・アベノミクス、検察庁の人事権も握って検察の私物化を・・・これまでの反民主主  
義の継続とは・・・

菅首相は首相になるなり言いました。官僚に対して「政策に反対するなら異動して  
もらう」と。権力を握った菅政権の決定に異を唱えることを許さない恐怖政治が安倍政  
治以上に継承強化されるのでしょうか。

今回の任命拒否の行動は菅政権が進めようとしている大きな動きとつながってい  
ます。菅首相は竹中平蔵氏と一緒にコロナ禍のショック状況を使って一気に呵成に“デジ  
タル社会+マイナンバー制度=ビッグデータ・各個人のパーソナルデータを一元管理する  
管理・監視の社会”をつくらうとしています。その仕組みはグローバル企業へ莫大な利  
潤をもたらすものです(新自由主義)。

デジタル庁、規制緩和、縦割り行政打破の名のもと“公”の役割の打ちこわしと“民”  
への移行、自助・共助・公助とって自己責任社会の徹底化、テレワークで働き方改革  
=労働基本権無視の裁量労働へ、オンライン診療・オンライン教育での情報管理、スマ  
ホの携帯電話価格値下げによる公共電波・情報の政府による規制コントロール強化、  
その大きな流れのひとつとしての学問の府学術会議への破壊攻撃が今回の任命拒  
否(人事権を握って学問への統制強化)と見ることが出来るのではないのでしょうか。

安倍政治もひどかったが、菅政権はそれ以上にとんでもないショックドクトリン政治を  
展開し始めています。はっきりとNOと言っていきましょう。

日本学術会議会員6名の任命拒否を撤回させましょう。菅政権の1%のための新自  
由主義を批判し99%の国民の民主主義を創っていきましょう。

「民主主義と自治そして平和主義」ふじしろ政夫 047-445-9144

\*活動報告HPに掲載「いい鎌ヶ谷ふじしろ政夫」でアクセスできます。